

命 令 書

再審查申立人 全日本ホテル労働組合連合会

再審查申立人 ホテルオークラ労働組合

再審查被申立人 大成観光株式会社

主 文

本件再審查申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、初審命令書理由第1認定した事実と同一であるのでこれを引用する。

第2 当委員会の判断

再審查申立人らは、本件懲戒処分は労働組合法第7条第1号に該当するが、同条第3号に該当しないとした初審判断を争い、個々の組合員の不利益な取扱いとなるような方法で使用者の干渉妨害が行われた本件処分の場合には同法第7条第1号の不利益取扱が成立するとともに、同時に同条第3号の支配介入にも該当すると主張し、その救済として陳謝文の掲示を請求する。

しかしながら、本件懲戒処分が仮に上記主張のとおり、労働組合法第7条第3号の支配介入行為に該当するとしても、その救済としては諸般の事情を考慮するとき、初審命令主文第1項の限度で足り、再審查申立人らが請求する陳謝文の掲示を命じる必要はないと考えるのが相当である。

以上のとおり、結局、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、同第27条および労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命令する。

昭和50年4月2日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎